

原発いらん！

山口ネットワーク

拒否権
#371号

2018年11月11日の報告



次の集り

2018年12月9日(日)

13時〜

場所 周南市総合庁舎7F

きずなルーム

山口市在住の二医師・美澄さんのお話を聞けることになりました。
そのための開始時間を一時間早くしました。ひびろ例会に出るおられない方も是非足をお運び下さい。

美澄さんは岡山大学「医学部」を卒業後、研究室に残って放射線の研究をされました。

福島の手塚が、これは大変なことになったと調査に年2回、この7年間、福島、山形、栃木、茨城、千葉、宮城、東京に行くことが出来ます。50〜60ヶ所の植物、地表の泥などは点をきめて採取、それを写真フィルムに密着させて、放射線を見るとい調査を一起来りました。

県内にこのような専門家がおられ、最近にお話が聞けるのは素晴らしいことだと思います。

会場は12時半から借りていますので、どようか遅れないようにおし下さい。

19.3.23 上関原発を建てさせない

山口県民大集會は、

カンパで支えられています。

賛同人になって下さい。あつめて下さい。

代表者 小中 進
〒742-1513 山口県熊毛郡
田布施町大字麻郷2208
Tel, Fax 0820-55-6291
振込口座(年会費2000円)
(郵)01590-5-27469
口座名 原発いらん!山口ネット
作製、印刷
周防灘の自然を守る会
三浦 翠

眠れない夜。
南海トラフ地震が
明日起きかも知れ
ないというのに
伊方原発は稼働。
それは人間のしている
こと。なのに...

「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」で、山口地裁で敗訴した村岡知事が広島高裁に控訴した件について、この裁判の事務局を献身的に担って下さっている小畑大作さんと、10数名の原告が控訴取下げ要望書を県に提出。

当初、県が受取りを拒否したのど、アボなしで知事室へ。

知事への要望書が、 ↓ P④

新聞記事が、 ↓ P⑤

小畑さんの報告が、 ↓ P⑤

11月17日。

19.3.23 上関原発を建てさせない

山口県民大集會の

キックオフ実行委員会が用がれました

○原 康司 事務局長の基調報告

「今の上関と原発をめぐる情勢をどうみるか」
今は、一時的に上関原発をつくる動きが何もないように見えるかもしれないが、それはとんでもないことで、上関町の現地では道路もつぐられ、いつ本体工事が始つてもおかしくない状況にある。

山口県は、公有水面の埋立てをめぐる当然の山口地裁の判決を無視して、控訴した。

国のエネルギー基本計画でも次には新規の原発を狙っている。一種のながりのような今の情勢では、きつらりに備えることが大切。

県民集會の継続した繰り返しの成功で、県民の意思を示そう。あらゆる機会をとらえて、上関(原発)のことを全国に伝えよう。

のつけ加えて小中進さんより

「上関原発を進める側は、私たちがあきらめることを狙っている。あきらめずに止めるまで最後

イベント情報			
12月9日(日) 13:00~	原登いらん/山口ネットワーク 美澄医師の話と聞き取り	周南市総合庁舎 7F きがはホール	0820-55-6291 小中 進
12月12日(水) 11:40~	朝鮮学校への補助金を復活せよ、座り込みと話し合い。	県庁前広場と 県政資料館	083-223-9355
12月19日(水) 夕方	総バカリ行動	各地2"	
12月22日(土)	映画「ファミリー運転手」 ①10:30~ (鞆口) ②13:30~ ③19:00~ 2回目終了後(獲得さんの スロニールトーク 「不服とケンチャナヨ(大友成城) がめいぞ	山口県教育館 当日 1800円 前売 1500円	西京シネマ 083-928-2688
2019. 1月19日(土) 14:00~	おしどり・マコケンさんの 公演	光市 1000円	上原原登いらんが 光、下松の会
1月20日(日)	おしどり・マコケンさん の公演	宇部市・多世代 ふれあいセンター	いのち・未来バ
3月3日(日)	講演 「何のT2のイジス・アジアド … 平和の流れに逆らう」 日米軍事戦略とイジス・アジアド 講師 千坂 能 さん 日本平和委員会事務局長 と 現地の声・萩市住民 阿武町住民	カリエンテ山口 大ホール	主催 イジス・アジアド 講演会実行委員会 代表 外山 英 昭 事務局長 増山 博行 ①山口大学教職員 組合寄付。 イジス・アジアド講演 会実行委員会事務局 Tel 083-933-5034 Fax 083-921-0287

賛同人、賛同団体募集中!

までやり切ろう。

その外、熱い議論がかわされ、一次チラシ、賛同人依頼文もいろいろと受けることになり、各地に配布されるのは、11/28の事務局会議で、ということになりました。↓一次チラシと賛同人募集用紙を同封いたします。本チラシは一月に完成します。中電は田の浦現地で追加のボーリング調査と行うと発表。

新聞記事です。↓P7

「原登いらん/山口ネットワーク」の代表を1999年から17年間担ってきた下り、2016年東京に移られた武重登美子さんから近況報告が届きました。前回の例会時の皆さんの要望に答えてこのお手紙です。↓P6

11/17、18、光かんぽの宿で開かれた、「中国と県連絡会議総会」の報告と、新聞記事です。



↓P5

2018年11月の会計報告—原登いらん/山口ネットワーク

2018年9月の報告の残高		223,047
収入	会費とカンパ	25000
支出	9月の報告作製・発送	38447
	10月の "	38783
	11月例会会場費	760
	12月 "	2250
	ピラカンパ(スタッフ、ザ・むじか)	3080
	署名など送料	580
		83900
差引残高		164147

○カンパと会費の振込みをあつかうございしました。
○年会費は2000円です。カンパも歓迎! (会計 三浦)
振込口座は①Pに。

会計報告

↓P8

その他 原登をめぐむる状況

○東海2(原登延長認可) 40年もたっているのに、さらに20年も動かしてよいという原子力規制庁、余りにもひどすぎる言葉を送る。

「原子力賠償法」見なおしならず。現行の1200億円のまゝ。福島事故で、税金がすでに8兆4000億円もつぎ込まれているのに、国会で否決せよ。

● 例会の報告 (11月11日)

● 参加地域 田布施、光、下松、周南、宇部

● 小中代表より

秋ご皆さんとれこれにお忙しいことと思ひます。私も今朝は町内のフリーン作戦と避難訓練がありました。忙しい中集之下さつてありがたうございませう。この気持を「原発阻止」につなげていきたいと思います。

先日、現地へ行くを見ました。

「原発道路(華月⇄四代)のトンネルは11月中旬に通
行可能にするそう。(現在同通、長島トンネル。延長
高々55m、幅6.5m) ↓ ↓ P⑦

田名阜頭には上岡の上盛山(30.5m)に設置予定
の風力発電のてっぺんの羽根をつけるところが二基置
いてあるが、それが大型バスより大きいのに驚いた。
こんな巨大なものが、あんな高いポールの上に乗るの
と。

上岡町の福津には風力発電の柱の部分が置いてあつた
が、その直径が、この部屋の天井よりも大きいのに驚
きました。

「原発のあるところには必ず風力発電が建ちます。
両者はセットなのですよ。」

送電線も、山を削る広い道も、「原発のため」と言
うと、住民の反対があるけど、風力発電のためと言
うと誰も反対しないからです。

電力は余っているのに、原発をつくらう、風力発電
をつくらうとするのがぞろぞろおかしい。

田の浦に下りる手前の笹の谷のよく出る、中電の自販
機のあるあたりの金網が取りのけられていた。
なぜか理由はわからない。

細越から登る細い道には中電が「中電の工事区
域だから入るな、監視カメラで監視している」とい
う看板を10本くらい立て、はじめは行く人は気
持悪いと言っていた。

あの道は町道で、誰もか堂々と通れる道。中電
の看板の方が違法。

田の浦に下りると、警備員も居ない。テレビカメラ
で監視してきますという看板だけがある。

この前の例会で、仮橋のところかゴミだらけで汚い
と話題になり、それを通信に書いたら、ネットで見
たのが、今回は、ゴミをきれいにとりのけて掃除してあ
つてびっくり。
な上、危険

10月10日の上岡集会以「上岡原発を壊させない
祝島島民の会」代表の清水敏保さんから、「祝
島島民の会の青年部」が出来たという発表が
あつた。

「10月26日」は「原発デー」で、全国各地で反対集會
が行われているはずなのに全く報道されないのはど
ういうことか。

● 「上岡原発用地埋立禁止住民訴訟」の裁判で、山口
県が敗訴し、知事がそれを不服として広島高裁
に控訴した事について、11月8日、事務局をもつて
之下つている小畑大作さん外10数名が県に抗議に
行きました。 ↓ ↓ P④⑤

知事に直接申し入れたいとPがなしで行ったが、
知事は不在で秘書は港湾課をよんだ。

11階の部屋で港湾課と一時肉づらひやりと。
山口地裁の福井美保裁判長は、知事の判断は「公有
水面埋立法」から逸脱しているという事を言っている。
しかも、県は中電とのやり取りを隠すように県民に
知らせなかった。この裁判がなければ、それは周知され
なかつたはず。

なぜ隠すにしたりしたのか、やましいと思つていたり、
違法だと思つたからか、くしたのだろうか、と言つたら
港湾課は黙り込んだ。

広島高裁での裁判がいつはじまるかは未定だが、
はじまつたらバスを止たさう傍聴に行きたい。
広島市の人たちにも是非傍聴に来てもらいたい。

● 11月6日、宇部市の舟木ふれあいセンターで大澄医
師の話を聞きました。

こちらでもお話ししてもらうようご都合をお聞
して連絡します。

11月8日、知事に控訴取り下げを求めて県庁へ。

山口県知事 村岡副政様

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
〒755-0031 宇部市常盤町 1-1-9

「平成30年（行コ）第13号 損害賠償等請求控訴事件（住民訴訟）」 控訴取り下げの要望

標記事件（第1審「平成25年（行ウ）第10号」「平成27年（行ウ）第1号」「同第5号」「同第6号」）について、2018年7月11日山口地裁は、村岡知事ならびに山口県庁の行為を違法であると判示しました。

しかしながら、村岡知事ならびに山口県庁は、この判決を真摯に受け止めることなく、傲慢にも同年7月23日に控訴しました。この判断と行為に対して、山口県民および全国の市民によって構成するわたしたち「上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会」は、下記理由により、満身の怒りを込めて抗議するとともに、その取り下げを強く要望するものです。

1. 争点逸らしと責任転嫁

村岡知事は原判決後の記者会見において、「争点ではないところを違法とされ驚いている」旨のコメントをあらわしていますが、違法とされたのは無駄な補足説明請求に伴う公金の支出であり、正にこの点において原告らは監査請求を行い、監査委員会の不当な監査判断を受け、住民訴訟を提起せざるを得なかったのです。すなわち、この点が正に争点であったのです。

それにもかかわらず村岡知事らは原審において、山口地裁が正当にも「本案前の争点」と整理した点について、執拗にこだわり続け、あたかもそこに争点があるかのよう振る舞いました。それは村岡知事らが、本案で争う

ことなく、本裁判を「却下」において終結しようと企てたからでありましょう。

それはこの度の控訴理由書においても何ら変わっていません。確かに判示されてしまったので、本来の争点についても控訴理由書は一応は論じていますが、相変わらず、手前勝手な「本案前の争点」に大分を割き、またしても無駄な時間を費やそうとしています。

村岡知事は、原審においてもこうした「争点逸らし」の主張により多大な時間を浪費したのです。冒頭のコメントは、判決を得ても、こうした行為を全く顧みていない現れであり、同時にそれは県民に対して、真実を覆い隠した虚偽の報告でもあります。

更には、この度の控訴理由書において村岡知事は、原審が長期に及んだ自らの責任を原告に転嫁しています。廉恥心の欠片もないとはこの事でありましょう。あまつさえ、裁判所の都合による判決言渡の延期をも原告の責任だと主張している始末です。

また前述の通り、原判決は正当にも争点について判示したため、やむなく村岡知事らも控訴理由書において原判決を非難していますが、その中で、本来の争点について自らが論じなかったことを、あたかも裁判所の責任であるかのような主張が繰り返されされています。中には「両当事者に主張をさせなかった」旨の主張すらしていますが、原告は当初から争点について主張しているのであり、村岡知事らの主張は全く当たらないことをここに明言しておきます。

2. 本案に関する主張の不合理

前述したとおり、村岡知事らは、この度の控訴においても「争点逸らし」により、本案に至る前の却下を企てていることは明白ですが、原審が判示したことにより、本案についても原審への非難を主張しています。しかしそれらはいずれも不合理な主張だと言わざるを得ません。

先ず以て不合理を指摘しなければならない点は、原判決は埋立免許延長そのものを「違法と判断していないこと」というまでもなく明白である」としている点です。判断留保が裁量権の逸脱であり違法であるということは、逆に言えば判断すべきであったということであり、その場合の判断とは不許可であるはずであり、従って村岡知事らの言い分は、全く当たらないと言わざるを得ません。村岡知事は、県議会でも同様の主張を公言されていますが、甚だしく合理性を欠いたそれは、やはり虚偽との誹りを免れないものです。

次に、村岡知事らは、原判決が認めた以上に「時」の裁量権があったことを主張しますが、これも不合理です。公有水面埋立法には次のようにあります。第十三条「埋立の免許を受けた者は埋立に関する工事の著手及工事の竣功を都道府県知事の指定する期間内に為すべし」。第十三条の二「都道府県知事正当の事由ありと認むるときは免許を為したる埋立に関し埋立区域の縮小、埋立地の用途若は設計の概要の変更又は前条の期間の伸長を許可することを得」。その上で判断のための、ある程度の「時」の裁量権があるとしても、原則は同法が示すとおりです。村岡知事らの主張によれば、実質的に同法の同条項を行政が全く無効化できることになりま

三点目は、裁量権行使の相手は中国電力であり、同社から異議が唱えられていないから逸脱ではないとの主張です。これはより根本としての民主主義の原理に反していると言わざるを得ませんし、公有水面埋立法が何故にあるのかを全く理解されていないと言わざるを得ません。この主張は、本件以前に、憲法遵守義務違反が問われるべきものです。

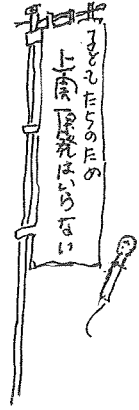
そもそも村岡知事が、上関原発用地埋立が合法的且つ合理的だと考えるならば、原審が述べているとおり、埋立免許は一旦不許可として新たな申請について審査すべきです。こうした基本的道理を度外視した不当な判断留保と延長に対して、原審は当然に違法と断じたのです。

公金を更に支出する傲慢且つ無責任極まりないこの度の控訴は即刻取り下げを重ねて強く要望します。

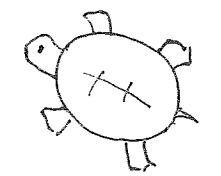
以上

(おぼた・たいさく/原告・事務局長)

先号の通信に同封しましたが、「擔保のなから」という業界組合紙に、小中さんのことが一面ぶち抜きで載りました。



埋立免許延長止の(山口地裁)
2019年1月23日(水) 14時
中国判決がござります。
自然の権利裁判(山口地裁)
2019年1月23日(水) 14時30分
中国判決がござります。
上関原発用地埋立禁止住民訴訟
控訴取り下げを求め高裁)
日程は未定。
伊方原発再稼働止の(本訴(石国))
2019年1月25日(金) 午後2時
伊方原発再稼働止の仮処分(山口)
判決がござります。
2018年度内に。

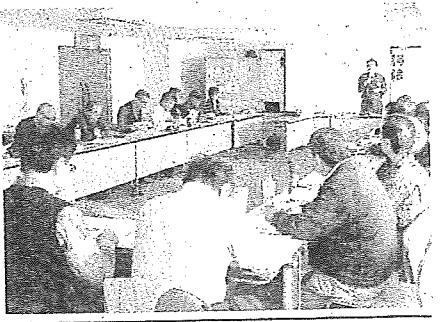


中国5県連絡会議の報告です。

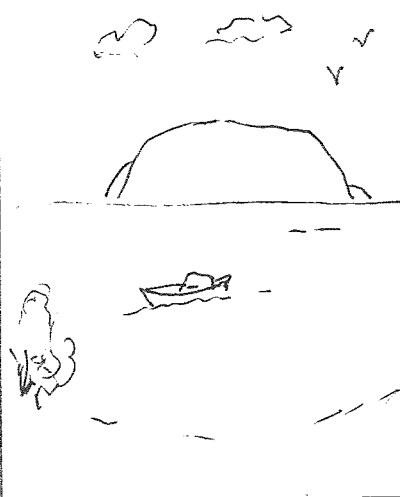
中国地方反原発反火電住民運動市民運動等連絡会議 第36回交流総会
 ↑1978/10/26 設立。翌年にスリーマイル (11/17-18 かんぼの宿 光)
 <中国地方の電力事情と原発状況：原発はごめんだヒロシマ市民の会 木原省治氏>
 ・余る電力：中国5県太陽光能力≒700,再生可能E全体>900,最大使用：7月に1108(万kw)
 ・計画中原発含まずにH38(って何)供給予備率22.5%。資源E庁は「3%あれば問題無し」。
 ・「老朽火力」：メンテで継続使用の火力に厳密な「老朽」の定義は無く40年超を指しているとの事。能力過剰の説明に「老朽火力を…」と言うが具体的に何処からかは言わず。…立地地域の(雇用・経済)危機となる為。
 ・エネルギー基本計画、新設は不記載も「原発はベースロード電源・20-22%」と明記の問題
 ・上関は2019年7月の公有水面埋立免許期限切れの問題。
 ・島根は廃炉・再稼働・新規稼働の問題。安全対策費は上昇するばかり。
 <上関原発を巡る状況：上関原発を建てさせない祝島島民の会 共同代表 清水敏保氏>
 ボーリング調査,2019/9月に町長選,前回町議選,中電職員の来島,補償金問題,裁判,島人口,Iターン等々の報告。『人を疑ってかからなければいけない』と言う一言が重かったです。
 <島根原発を巡る状況：島根原発増設反対運動 芦原康江氏>
 ・30km圏内に約47万人。市役所他行政主要施設は10km圏内。
 ・立地自治体と30km圏内自治体での安全協定の差の問題、避難計画・避難訓練の問題
 ・「何かあったら広域避難が必要な施設/発電所はそもそもいない」
 <現地報告>山口：追加で住民訴訟控訴審(広島高裁)と3月集会について報告・協力要請。
 他三隅火電,島根原発と隣接する鳥取,人形峠,芸南火電それぞれの問題と取り組みの報告
 <この一年の活動(略)と今後の取組>…随時通信等で御連絡致します。御協力願います。
 中国地方エネルギー事情をまとめた「エネルギーパンフ」御購入・御活用も宜しく御願います。
 <2日目：祝島の船2船で海上から現地視察確認>
 光→四代各人車で移動。上関までの海沿いの道路も「昔はこんな立派な道路じゃなくてスピードも出せなくて(三浦さん談)」。上関大橋の先や町道はまだ未整備箇所あるものかなりの箇所が整備され、ガードレールも新しかったり何故か白かったり。
 「長島トンネル」も通過。トンネル掘るのは他整備箇所用の土砂を得る為もある？
 現地までの海上、現地の海では、当海域の海の素晴らしさと祝島の近さ/目の前を再確認。
 小中さんは別行動で陸路現地へ。「濁った流排水」を採取されております。
 <別件1>11/17-18と上関町では「朝鮮通信使」関係の催しがあり、道の駅も賑わっておりました。これからは「巨大施設で町を…」なんて時代では有りません。
 <別件2>海上視察で当方は清水さん運転祝島の貨物船に乗船。進水年月日「昭和60年…」。船って長持ちするんだ、と思いましたが「エンジンは3回替えている」と。
 ※当総会については、11/18の山口新聞・中国新聞に記事がありました。
 (内容大筋は合っていると思いますが瑣末な間違い又は重要事項抜けあったら誠に申し訳ありません。(山口の常任幹事))

○新聞記事です。

18.11.18山口
上関原発白紙に
 光で中国地方住民市民運動連絡会議が総会
 反原発などを掲げる中国5県の17団体でつくる「中国地方反原発反火電等住民運動市民運動連絡会議」は17日、光市内で総会を開き、上関原発建設計画の対応などについて意見交換した。総会は中国5県の持ち回りで年一回開き36回目。構成団体の代表者ら約30人が参加した。写真。参加者による活動報告で「上関原発を建てさせない祝島島民の会」の清水敏保氏代表は、「上関原発計画白紙撤回、中国電力が諦めるまでは漁業補償金を受け取らない」と強調した。
 同会議の木原省治事務局



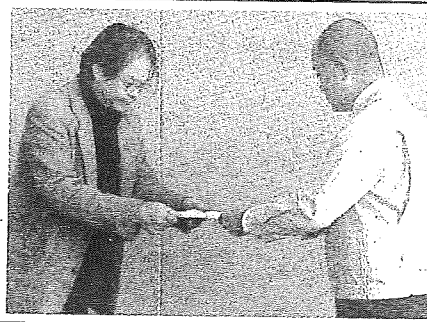
長は「原発の新設、増設、再稼働、廃炉とすべての状況が中国地方にはある。横のつながりを密にして活動していきたい」と話した。参加者は18日、上関町の上関原発建設予定地などを視察する。



18.11.9 山口
県に住民訴訟の会
控訴取り下げ要望
 上関原発計画

上関原発建設予定地の公有水面埋め立て免許延長の可否判断を巡る住民訴訟で、県側が判断の先送りを一部違法とした山口地裁判決を不服として控訴したことを受けて、上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会は8日、県に控訴取り下げを求め、要望書を提出した。
 要望書は村岡副知事に宛てて、県側が明確に争点化されていない部分で違法判断されたと主張したことに対し、「判決を真摯に受け止めることなく控訴した。怒りを込めて抗議し、取り

下げを要望する」と主張。控訴状の判決に対する反論についても「不合理な主張」と非難している。会員ら12人が県庁を訪れ、県港湾課の職員に要望書を手渡しした。
 7月11日の地裁判決は「判断留保は裁量権の逸脱で違法」と判断し、県が免許延長の可否を判断するため中国電力に補足説明を求めて送った郵送費の一部支払いを県知事に請求するよう命じた。県は同23日に広島高裁に控訴した。



県職員(右)に控訴取り下げの要望書を手渡す上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会の会員(8日、県庁)

「上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会」会員ならびに支援者の皆様 (Bccにて配信)

「控訴取り下げ要望書」を本日、知事に提出してきました。当方12名の参加でした。先方は、港湾課課長含めて4名。ご参加の皆様、お疲れ様でした。

当初、秘書課が対応、案の定、港湾課課長が呼び出され、対応せざるを得ないことになり、11階会議室で1時間程度の協議を行いました。県庁の主張は、相変わらずでした。つまり、

1. 違法判断の根拠については反論できていないので控訴した。
2. 免許延長そのものは違法と判示されていない。

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
 事務局長 小畑太作

「原発いらん、山口ネットワーク」の前代表・武重登美子さんからの近況報告です。

ネットワークの皆様へ

山口県を離れて丸2年がたちました。離れても心はいつもネットワークの活動と共に居ますよ。

上京し長男宅へ同居しましたが、荷物を捨てられない私はとうとう次男宅から270歩のアパートへ引越ししました。85才のばあばのところへ孫達が毎日見廻りに来ます。

一年位前は夜も眠れない程痛みに変形性股関節症は経絡の調整を受け嘘のようになくなりました。筋肉の衰えで立つとは歩けません。日常は不自由なく暮らしています。でも耳も鼻も目の毛も、脳も動作も8才を過ぎた頃から急激に衰えつくづく人間の限界を感じています。

日頃は毎月1回12~13人で同級会をもち東京八重洲口で食事会をします。ご多分に洩れず病気の誰か×12ですが私が時々原発問題でハツパをかけます。しかし相手も年齢的に高度成長期の企業戦士ですから原発推進者も居て暑熱運動参加もままありません。

たまに熊本先生や執筆者の山秋さん、志を同じくする3人達と勉強会と称し楽しんでます。又車友の団体「正岡どうするぞ」ネットのイベントに参加しています。今年はアサービタさん、島民の会の清水さん、カヤックで台船を止めた典子さんに会いました。親戚に会ったよりでした。

情報としてはネットの会報、県民連絡会のメール、田嶋義介氏の関する月刊誌「マスコミ市民」、反原発新聞等を一喜一憂にしています。

10月27日に再稼働した伊方3号機には我慢せず

朝日の声の楯に投稿はしたが内容に難有りか反応はありませんでした。(同封します)でも瀬戸内海・瀬戸の原発の存在は、南海トラフの巨大地震が差し迫っている時にどうしても許せないし、引いては我等が悲願の上関原発阻止のためにも誰かが言い続け止めなければならぬ問題です。原発いらん！山口ネットワークの存在意義は大きいです。

みんな体に気をつけ共に頑張ろうね。

2018年11月20日

武重登美子



オピニオン opinion

18.10.7.毎日

ミサイル基地は要らない

主婦 藤本 明美69(山口県周南市)

山口県阿武町で9月30日に開催された「ミサイル基地をつくらせない県民大集会」平和が好きな人あつまれ」に参加しました。山口産の大豆のほとんどを作っている専業農家の方、むつみ地区の自然が好きで「ターイン」した方など、地元の方々の意見発表は具体的、現実的で納得いきました。増山博行山口大学名誉教授は「イーシス・アシヨアは何のため」と題して話されました。地上配備型ミサイル迎撃システム「イーシス・アシヨア」の成功率は非常に低く、迎撃できても破壊された「ミサイル基地」のことも、イーシス・アシヨア2基で総額6000億円超の予算が計上され、国防衛省(県は「丁寧な説明」の言葉を繰り返すのみで納得いきません。地元の阿武町長が反対を表明し、町議会が配備計画撤回の請願を採択したこと

ネットワークの会報、藤本明美さんの投稿です。

追加でボーリング調査

上関原発で 断層評価に万全期す 中電実施へ

中国電力は5日、上関原発建設予定地の2カ所で実施し、地下約250メートルで掘る。断層を横断する鉱物脈を調べ、断層の活動によって鉱物脈が破壊されていないかなどを調べる。

昨年6月から今年4月まで行ったボーリング調査のデータを補強することが目的で、調査に必要な機材などの準備が整い次第、着手する。

上関原発建設計画は、2

01年の福島第一原発の事故以降、建設予定地の海面埋め立て準備工事が中断している。県は16年8月、原発本体の着工時期の見通しがつくまで埋め立て工事を実施しないよう要請し、公有水面埋め立て免許の期間を3年延長することを許可した。

同事務所は「あくまでもデータ補強が目的で、埋め立てなどの準備工事に伴うものではない」としている。

上関原発を建てさせない福島県民の会の清水敏保代表(68)は「意味のない調査。無駄なことではせず、上関原発計画を早く引き揚げてほ

が続き、西日本豪雨では停電が発生した。「電気を安定して届ける使命の重さをあらためて肝に銘じた。事前の対策に加え、迅速な復旧態勢をどう構築するか、しっかりと取り組みたい」と述べた。

(山本和明、村上和生)

中国電力のうごき

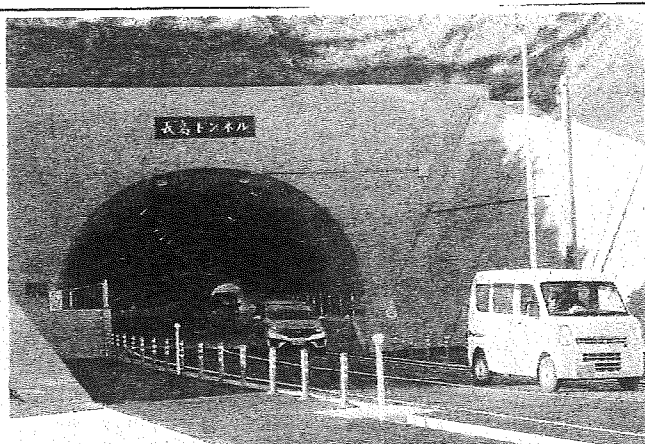
中電整備トンネル完成

利用開始 上関原発絡む町道

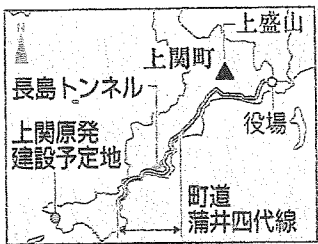
上関原発建設計画がある上関町四代地区を通る町道溝井四代線(約5キロ)で中国電力が整備するトンネルが完成し、利用が始まった。関係者によると、事業費は10億円程度とみられる。このほど町

上関原発建設計画が幅員約6.5メートル片側1車線の長島トンネル(396メートル)を2016年6月かまで町道を通るより約800メートルの短縮となる。

原発建設に絡み中電が進める町道改良工事が、現場の維持管理に工事車両が必要のため中電が町に改良を申し



中国電力が整備した上関町の長島トンネル (画像の一部を修整しています)



出た。住民から町に改良の要望も出ていた。同社は工事の多くを地元業者に発注した。

町土木建築課の先任政則課長は「町財政は厳しくありがたい」と話す。中電上関原発準備事務所の松岡良典広報部長は「町民の生活向上にも協力したい」としている。(堀晋也)

島根2・3号対応強化

中電社長 関西での販売拡大へ



記者会見で経営方針を説明する清水社長

中国電力の清水希茂社長は31日、広島市中区の本社で開いた中間決算の記者会見で、稼働に向けた審査を申請している島根原発2、3号機(松江市)の対応に力を入れる考えをあらためて強調した。首都圏の家庭に加え、関西地方に拠点のある企業への販売を拡大する方針も示した。

(3面関連)

新規稼働に向け、8月に原子力規制委員会へ審査を申請した島根3号機。申請書の不備を指摘され、審査は当面休止することになった。「これから取り組むべき課題が明確になった。できるだけ早期の補正申請を目標」と力を込めた。2号機は今後、プラントの審査

査が本格化する見込み。説明書類の精度を高め、審査に適切に対応する」と述べた。

上関原発(山口県上関町)の建設計画にも「安定供給や経済性の観点から必要」と意欲を見せた。来年7月に山口県の公有水面埋め立て免許の期限を迎えることには「現時点では延長申請をしたい」と述べた。

中国地方には関西電力や新電力の参入が相次ぎ、販売電力量は前年を下回る。「経営の根幹に関わる。激しい競争が生じており、危しい競争を持っている」と受け止める。関西では「中国地方に本社のある企業などへの営業を進めている」とも、首都圏での家庭向けとしても販売拡大を目指す。

全国で台風や地震の災害

今冬の電力安定供給

中国地方予測 1月予備率7.9%

中国地方の今冬の電力需給は、供給の余力を示す予備率が最も低い来年1月でも7.9%となり、電力を安定確保できる見通しとなる。

中国地方の今冬の電力需給は、供給の余力を示す予備率が最も低い来年1月でも7.9%となり、電力を安定確保できる見通しとなる。

「電気の予備率は3%あれば丸ごととれている。」

「これ以上一息を元を動かしたり作ったりしていつたいどうなる?」

「足るを知れ。」

的運営推進機関(広域機関)が、過去10年で最も寒かった2017年度の気象を前提に算出した。最大電力需要は1、2月とも1109万瓩。1月は供給力1197万瓩で予備率7.9%、2月が1205万瓩で8.6%と予測する。

中国電力によると、17年度冬の最大需要は1月25日の1096万瓩。暖房需要が増え、冬季で過去最高を記録した。その際の予備率は14.5%で安定していた。予備率が最も低かったのは2月8日の11.0%だった。

(新山創)

原子力損害賠償法の政府案が

今国会に提出される。

これまでの1200億円という金額を引き上げるといふ議論もあったが、結局1200億円のまゝ。

福島原発事故の被害者への賠償費用は8兆円、除染費用は約6兆円。

賠償措置額の1200億円は、この100分1以下。

同じような事故が起これば「今と同様国民の税金で補てんされることになる。」

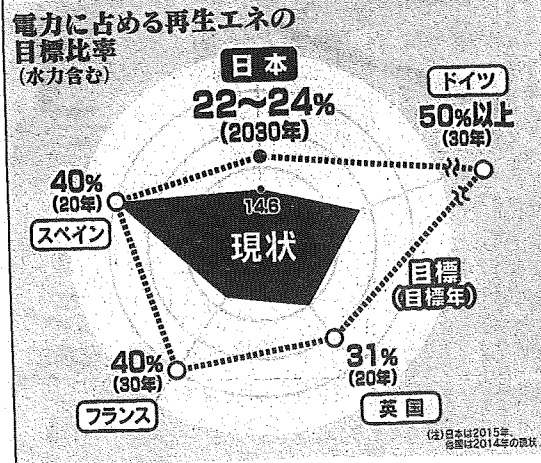
一方で東電自身は破たんを逃れ、今では巨大な利益を上げている。東電の株主、東電に投資している銀行は無傷のまゝ。

なんとこの法律の目的には「原子力事業の健全な発達」という一項が入っているという。

国民の幸せよりも原子力事業を守るための法律なのだ。顔と洗って出なあせ!

日本の電力会社は経済界のトップとまらわれながら、ただのケチにすぎないのではなからぬ。何の展開もなく、国民を危険にさらし、責任を取るさるもいない。

RPS導入が再生エネ普及の分水嶺に



「米カリフォルニア州が20%、英国が10%を目標に掲げる時代に、なぜそんなに低いのだと思った」。旧トーマン（現豊田通商）で世界各地に風力発電所を建てた先駆者の堀俊夫氏（現グリーンパワーインベストメント名誉会長）は話す。

なぜ1・35%の枠なのか。新エネルギー本部会長だった柏木孝夫・東京工業大学特命教授は「そのころ電力業界の利益はほぼ1兆円。その1割

削減に寄与する再生エネの拡大機運が国内でも一気に高まった。

国会では99年に超党派の自然エネルギー促進議員連盟が発足した。発足時の会長は愛知和男氏（元環境庁長官）で約270人が集まった。日本版FIT導入を狙う「自然エネルギー促進法案」を市民団体と協力して作成し国会提案を目指したが、00年6月に自民党内で調整がつかず見送られた。このとき自民党内では原子力の振興法案も提起されており、こちらも見送りで「相打ち」となった形だ。

直後の衆院選で愛知氏が民主党の新人に敗れ議席を失った。「油断も

あったが、再生エネの旗を振ったことが影響した」と愛知氏は振り返る。

「リーダーを失い自然エネルギー促進法案の動きは停滞した」と、法案を後押しする市民運動に携わった大林ミカ氏（現自然エネルギー財団事務局長）は語る。経済産業省が新エネルギーを設置したのは翌01年。FITではなく、枠を決めて拡大ペースをコントロールしやすいRPSを選択した。

さかのぼって74年。石油危機を教訓に政府は石油代替エネルギーを開発する国家プロジェクト「サンシャイン計画」を発足させた。太陽電池開発に資金を投じ世界に先駆けて住宅用に実用化が進んだ。これが再生エネで日本が世界をリードしているというイメージを広げた。

しかしサンシャイン計画の実態は、石炭液化や大型太陽熱発電など大規模集中型の代替エネルギー開発を主眼にし、分散型電源の発想は薄かった。風力発電にいたってはほとんど顧みられなかった。供給者目線の研究開発だった。

太陽光など分散型の電源は、原子力や火力など大規模集中型を中央制御してきた電力会社の経営にはなじまない。「財源が石油特会や電源特会であり、電力会社の嫌うことばかりにすぎた」と当時を知る元通産官僚は話す。

滝原一

再生可能エネルギー技術でかつて日本は世界に先駆けた。いまは急拡大の世界から周回遅れとされる。既存の電力網になじまない再生エネの普及を嫌う大手電力の壁が存在した。

18.11.3.日経

再生エネ普及へ 電力会社が壁に

「そうは言っても必ず再生エネの時代は来る」。政府の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会で委員を務めていた黒川浩助・東京農工大名誉教授は発言したという。

再生エネの思い切った拡大を求めた一部の意見を押し切る形で、同部会は2001年12月19日に再生エネ電力の一定量を電力会社が買い取る制度（RPS）の導入方針を決めた。このとき日本の再生エネの行方を決めた分水嶺だった。

RPSは再生エネ新規事業者の電気を毎年一定量、大手電力会社が買い取る。再生エネの電気は自社の火力などより割高なため電力は嫌がった。当時の報道によると、部会委員だった東京電力の勝俣恒久副社長（当時）は「悪法も法だ」と述べた。地球温暖化問題の高まりを背景に再生エネ導入で妥協したとも受け取れる発言だ。しかし電力がより嫌ったのは一部政治家や環境団体が推す固定価格買い取り制度（FIT）だった。

RPSは法制化され、03年に施行されるが、電力各社の買い取り義務量は結果的に電力販売量のわずか1・35%（10年度目標）に抑えられた。これが再生エネ拡大の事実上の「天井」になった。

「1千億円程度なら電力料金を引き上げずに社会貢献が可能だと電力会社の幹部から聞かされた」と話す。義務量を大幅に拡大すれば、日本の再生エネ産業はテイクオフしていたかもしれない。しかしそうはならなかった。

1994年以来続いていた住宅用太陽電池への政府の補助金も05年に廃止された。

逆にそのころ、ドイツはFITを本格的に展開し、太陽電池や風力発電の需要に火を付ける。その結果、07年にシャープが太陽電池生産で世界トップの地位を独Qセルズに奪われる。その後、ドイツに続き中国の太陽電池メーカーが台頭するのを横目に、日本の再生エネは失速し上位に返り咲くことはなかった。

RPS制度は導入に至る政治的な戦いの前史がある。

97年、国連気候変動枠組み条約の第3回締約国会議（COP3）が京都市で開かれ、先進国に対し温暖化ガスの排出削減を課す京都議定書が採択された。二酸化炭素（CO₂）削減に寄与する再生エネの拡大機運が国内でも一気に高まった。

あつたが、再生エネの旗を振ったことが影響した」と愛知氏は振り返る。

「リーダーを失い自然エネルギー促進法案の動きは停滞した」と、法案を後押しする市民運動に携わった大林ミカ氏（現自然エネルギー財団事務局長）は語る。経済産業省が新エネルギーを設置したのは翌01年。FITではなく、枠を決めて拡大ペースをコントロールしやすいRPSを選択した。

さかのぼって74年。石油危機を教訓に政府は石油代替エネルギーを開発する国家プロジェクト「サンシャイン計画」を発足させた。太陽電池開発に資金を投じ世界に先駆けて住宅用に実用化が進んだ。これが再生エネで日本が世界をリードしているというイメージを広げた。

しかしサンシャイン計画の実態は、石炭液化や大型太陽熱発電など大規模集中型の代替エネルギー開発を主眼にし、分散型電源の発想は薄かった。風力発電にいたってはほとんど顧みられなかった。供給者目線の研究開発だった。

太陽光など分散型の電源は、原子力や火力など大規模集中型を中央制御してきた電力会社の経営にはなじまない。「財源が石油特会や電源特会であり、電力会社の嫌うことばかりにすぎた」と当時を知る元通産官僚は話す。

滝原一

低い買い取り目標、高コストを嫌う

目からウロコの“国連勧告と政府の反論” 子どもや出産年齢の女性を、福島に帰還させるな

10月26日に国連人権理事会から日本政府に出された「子どもや出産年齢の女性の1ミリシーベルトを超える地域への帰還を中止するよう求める」勧告と日本政府の反論などを、いくつかまとめて紹介します。
ちらし作成「アヒンサー」

子供や女性は帰還しないで 国連の声明に政府は懸念 (2018/10/26 10:30 テレ朝NEWS)



国連人権理事会特別報告者

子どもや出産年齢の女性 年間1ミリシーベルトを超える地域への期間停止を日本政府に要請

福島の原発事故を巡って国連人権理事会は、放射線量が高い地域への子どもや女性の帰還をやめるよう日本に求める声明を発表しました。

国連人権理事会・トゥンジャク特別報告者：
「我々は今後、福島で生まれ育つかもかもしれない子どもたちの健康について特に心配している」

国連人権理事会の特別報告者は25日、福島第一原発の事故の後、日本政府が避難指示の解除要件の一つにしている「年間20ミリシーベルト以下」という被ばく線量について、事故の前に安全とされていた「年間1ミリシーベルト以下」にすべきだと述べました。そのうえで、子どもや出産年齢の女性について、年間1ミリシーベルトを超える地域への帰還をやめるよう日本政府に要請しました。

これに対して日本は、「帰還は強制しておらず、放射線量の基準は国際放射線防護委員会の勧告に基づくものだ」と反論しました。

また、「不正確な情報に基づいた声明が発表されることで、被災地の風評被害が助長されかねない」として懸念を示しました。

*文中の(注)はちらし作成者が挿入

福島1mSv超え子供、 女性は帰還させるな ～国連人権理事会特別報告者 ブログ：のら猫 寛兵衛

国連の声明(注：省略)に対して、日本政府は反論。

ICRP(国際放射線防護委員会)の勧告に基づく、と言うが、下に訳出した記事によると、そうではなかった(*)。「不正確な情報」と日本政府だが、不正確なのは政府のほうだったようだ(*)。

「帰還は強制していない」とも言うが、これも国連は「帰らざるを得ないと住民は感じているのではないか」、そのような状況を作り出す政策ではないのか、という懸念なのである。

事実、居住禁止の解除や住宅支援の打ち切りによってそれが見て取れる。

政府が帰還を急ぐ背景にあるのが東京五輪だ。フランスのフィガロ紙も報じている。(のら猫訳)

*

フクシマ：日本、国連の批判を退ける

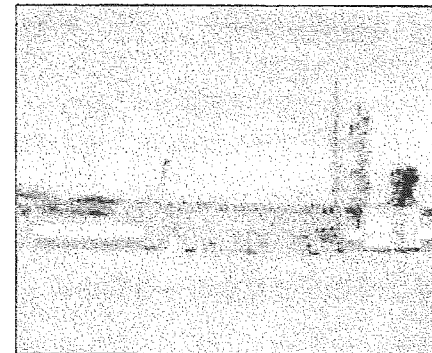
国連の専門家が2011年3月の福島原発事故の被災地へ女性や子供を帰還させるのをやめるように訴えたが、日本政府はこれを退けた。25日に発表された声明で、Baskut Tuncak氏は、多くの避難民が「放射能のレベルが事故の前の政府の基準を超える、安全でない地域に帰還を強制されているように」感じていることを懸念したものの。

福島原発の事故を受け、日本政府は年間の許容被曝線量を事故前の1ミリシーベルトから20ミリシーベルトに緩和。7年経った今も、日本政府は事故前の基準に戻すことを望んでいないが、これはトゥンジャク氏によると「極めて憂慮される」決断。「日本は子供の被曝を予防し、最小限に抑える義務がある」と同氏。

これに対し日本の外務省高官が反論し、この専門家の論評は「偏った情報に」基づいており「福島に対していざ知らに不安を煽る」恐れがあるとした。

事故直後は数十万人の避難民がいたが、ここ数年、政府は住民の一部の被災地への帰還を徐々に許可してきた。それでも、まだ立ち入りが禁じられたままの地域もある。被災者の多くが政府は東京オリンピックを前に、状況を平常に戻そうとして汚染地域への帰還を急いでいると政府を非難している。津波で事故を起こした福島原発の東京電力に対して被災者およそ12,000人が訴訟を起こしている。津波では18,500人の死者・行方不明者が出た。

国連人権理事会が日本政府の 福島帰還政策に苦言。 日本政府の避難解除基準は 適切か？ ハーバー・ビジネス・オンライン 2018年11月1日



多摩部 / PIXTA(ピクスタ)

◆国連人権理事会からの苦言

2011年3月に福島第一原発事故が発生して以降、日本政府が中心となり、放射能汚染を受けた地域の住民に対する避難や除染、そして帰還を支援する政策が行われていることは周知の通りである。その日本政府の政策に対し、10月25日の国連総会にて、国連人権理事会の特別報告者バスクト・トゥンジャク氏が苦言を呈した。各新聞報道や国連のプレスリリース(参照：国連人権委員会リリース)によると、その要点は次のようであったらしい(注：要点は省略。前頁を参照)。

なお、国連人権理事会は2017年にも同様の声明を出しているが、日本政府にそれに従った様子が見られなため、今回の国連総会で改めて通達された。

国連人権理事会からのこういった苦言に対し、日本政府側は、「避難解除の基準はICRPの2007年勧告に示される値を用いて設定している」、「こういった批判

が風評被害などの悪影響をもたらすことを懸念する」などと反論したそうである。

本稿では、国連の特別報告者が投げかけた論点のうち、避難解除の基準、すなわち、「年間20mSvか年間1mSvか、について考えてみたい。筆者には、国連側の言う「年間1mSv」にまで下げることが本当に良いのかどうかは判断しきれないところがあるが、しかし、日本政府側の「年間20mSv」については明確に「おかしい」と言うことができる。

今はもう、基準を年間20mSvより低く設定し直すべき時にきている。どういうことか、以下でなるべく簡単に説明しよう。

◆「年間20mSv」を使い続けることの不適切さ

日本で用いられている「年間20mSv」以下という基準は、福島第一原発事故直後の2011年4月に設定されたものである。日本政府はこの基準を事故から7年半以上も経った今でも維持しているが、それは不適切である。なぜなら、事故直後の年に年間20mSvの地に帰還すると、現在や将来に年間20mSvの地に帰還するのとは、後者の方が帰還後の「合計の被ばく量」がだいぶ大きくなってしまふからだ。

事故直後の年にはまだ半減期(ある放射性核種の放射能が半分減衰するまでの時間)が比較的短い核種、例えば半減期が約2年のセシウム134等がまだ多く残っており、それらの核種からの放射線が空間線量率の多くの部分(約7割がそれ以上)を占めているため、空間線量率は比較的速く下がる。やや大雑把な例をあげておくと、事故直後の年で年間20mSvであったとしても、次の年には年間16mSv程度、事故から3年後の年には年間10mSv程度(最初年の半分)と、目だって減少していく。

さらに、事故直後の時期には環境要因からくる減少、すなわち、放射性核種の地中への沈み込みや、雨による流れ出し等による空間線量率の減少も目立って動くため、核種の半減期から予想されるよりも速く減少してくれる場合が多い。

しかし、事故から7年半以上も経った今では、半減期の短い核種はすでに大きく減衰し、半減期が非常に長いセシウム137(半減期は約30年)からの放射線が空間線量率の大部分を占めるようになってしまっている。このような状態になると空間線量率はなかなか下がらず、例えば事故から8年後に年間20mSvの地に帰還したとすると、次の年には年間19mSv程度、帰還の

年の3年後でもまだ年間17mSv程度で、帰還から22年ほど経ってやっと年間10mSv程度（帰還の年の半分）にまで下がるのだ。

また、事故からだいぶ年月が経った今では、環境要因からくる減少も非常に起こりにくくなっているはずである〔例えば2018年のSanada（日本原子力研究開発機構）らの論文を参考にされたい（注：論文名省略）。今後、環境要因からくる空間線量率の減少にどれくらい期待できるかは、未知数であろう。〕

以上で述べたように、事故直後とは異なり、現在では空間線量率が下がりにくくなっているため、同じ年間20mSvで始めたとしても、事故直後に帰還した場合よりも、帰還してから受ける“合計の被ばく量”がずっと大きくなってしまおうのである。

被ばくによる癌リスクは「年間」のではなく「合計」の被ばく量によって決まり、合計の被ばく量が大きくなればなるほどリスクが高まってしまおうため、これは由々しき事象である。はたして、日本政府はこういった事実を避難者に伝えているだろうか？

事故直後よりはだいぶ落ち着きを取り戻した現在に、事故直後以上に大きい被ばくを強いる基準を使うというのは、筋が通っているようには思えない。半減期の長い核種が支配的となった今、避難や帰還に関わる基準を作り直すべきではないだろうか。

◆帰還政策について日本政府に求めたいこと

帰還政策について筆者が日本政府に求めたいことを以下に列挙し、本稿を終わりにしたい。今回の国連人権理事会からの苦言を機に、国民の皆さんで原発事故後の避難や帰還のあり方について、改めて考えていただけると幸いである。

・帰還の年の被ばく量だけではなく、帰還後の5年や10年など、長期間の合計の被ばく量を推定し、避難住民に伝えるべき。そのようにして避難住民に十分な情報を提供した後に、避難住民らに帰還の可否の判断をしてもらうべき。

・避難解除の基準を下げるべき。最低でも、帰還後の合計の被ばく量が、事故直後に帰還した場合より低くなるよう、設定し直すべき。

<文：井田 真人 Twitter ID:@miakiza20100906>
いだ まさと●2017年4月に日本原子力研究開発機構J-
PARCセンター（研究副主幹）を自主退職し、フリーに。J-
PARCセンター在職中は、陽子加速器を利用した

大強度中性子源の研究開発に携わる。専門はシミュレーション物理学、流体力学、超音波医工学、中性子源施設開発、原子力工学。

おしどりポータルサイト

【感想】

国連特別報告者の指摘への、

政府側の反論が

間違っていたことについて

2018-10-27（抜粋）

3行まとめ

- ・国連の特別報告者が、25日の国連総会で、福島第一原発事故の日本政府の避難解除の基準はリスクがあると指摘。
- ・NHKの記事では、政府の被災者生活支援チームが「特別報告者の指摘は誤解」と反論。
- ・しかし、その政府の被災者生活支援チームのコメント自体が、ICRP2007年勧告と避難解除の考え方を理解しておらず、間違っている。

国連の特別報告者

福島への子どもの帰還見合わせを求める

2018年10月26日、NHKのサイトに「国連の特別報告者福島への子どもの帰還見合わせを求める」という記事が掲載されました。

そこに、政府「指摘は誤解に基づいている」と、反論が掲載されていました。

政府「指摘は誤解に基づいている」

トゥンジャク特別報告者の批判について、政府の原子力被災者生活支援チームは、「ICRPの勧告では避難などの対策が必要な緊急時の目安として、年間の被ばく量で20ミリシーベルトより大きく100ミリシーベルトまでとしていて、政府は、そのうちもっとも低い20ミリシーベルト以下になることを避難指示解除の基準に用いている。また、除染などによって、長期的には、年間1ミリシーベルトを目指すという方針も示している」と説明しています。

そのうえで「子どもなどの帰還を見合わせるべき」という指摘については、「子どもたちに限らず、避難指示が解除されても帰還が強制されることはなく、特

別報告者の指摘は誤解に基づいていると言わざるをえない」と反論しています。

この被災者生活支援チームのコメントは、ICRP2007勧告をもとにした避難解除の考え方を理解しておられないので、解説します。

ICRP2007年勧告での放射線防護の考え方

記事には下記の文章が出てきます。

日本政府の担当者は、この基準は専門家で作るICRP＝国際放射線防護委員会が2007年に出した勧告をもとにしており、2007年勧告では、放射線防護方針の捉え方として、状況を3つに分ける考えが出ました。緊急時被ばく、現存被ばく、計画被ばく、の3つです（注：下段の表）。

避難解除は「現存被ばく状況」で

ここで重要なのは、2011年の原発事故発災時の避難基準は「緊急時被ばく」の【20-100mSv/年】のうち、最小値の20mSv/年なのですが、避難解除は「現存被ばく」の【1-20mSv/年】のうち、最大値の20mSv/年なのです。

同じ、「年20ミリシーベルト」でも意味合いが違うのです。（下記のように、避難解除は、現存被ばくの考え方が用いられています）

「ICRPの勧告では避難などの対策が必要な緊急時の目安として、年間の被ばく量で20ミリシーベルトより大きく100ミリシーベルトまでとしていて、政府は、そのうちもっとも低い20ミリシーベルト以下になることを避難指示解除の基準に用いている。」

被ばく状況と防護対策		
計画被ばく状況	現存被ばく状況	緊急時被ばく状況
被ばくが生じる前に防護対策を計画でき、被ばくの大きさと範囲を合理的に予測できる状況	管理についての決定がなされる時点ですでに被ばくが発生している状況	急を要するかつ、長期的な防護対策も要求されるがもたれない本則の状況
職業被ばく （一般公衆）1mSv/年 （職業人）100mSv/5年 かつ20mSv/年	参考レベル 1～20mSv/年のうち低線量域、 長期目標は1mSv/年	参考レベル 20～100mSv/年の範囲
対策 放射線作業物類区分、長寿命放射性廃棄物類区分の管理等	対策 放射線防護による放射線防護や放射線防護の文化の醸成等	対策 避難、屋外退避、放射線状況の分析・把握、モニタリングの整備、除染調査、食品管理等

なので、上記のコメントは、「緊急時被ばく」と「現存被ばく」を混同しています。

コメント前半部分は「避難の緊急時の目安」として「20-100mSv/年」と、緊急時被ばくについて言及していますが、避難解除の基準に用いているのは、現存被ばくの「1-20mSv/年」のため、「そのうちもっとも低い20ミリシーベルト以下」という言葉にはあてはまりません。

「年間の被ばく量で1ミリシーベルトより大きく20ミリシーベルトまでとしていて、政府は、そのうちもっとも高い20ミリシーベルト以下になることを避難指示解除の基準に用いている。」が正しいです。

ですので、「特別報告者の指摘は誤解に基づいていると言わざるをえない」ではなく、この反論をした被災者生活支援チームの方が、ICRP2007年勧告の現存被ばくと避難解除について、理解されていないのです。

感想

取材をしても、原発事故後数年は、省庁の方々も把握しておられましたが、現在は理解されていない方が多く、今回のような間違った説明をされる方もおられます。違いますよね、と追及すると、後で訂正されることもあります。

原子力被災者生活支援チームが、国連の特別報告者の指摘に関して反論するときくらいは、間違えないで頂きたいです。

また、過去にICRPの元関係者と雑談をしていた際、次のようなことを言われました。

「ICRPは、研究者はこう考えますよ、というガイドラインを決めているにすぎず、絶対唯一の基準を定めているわけではありません。アメリカなどはICRPではなく、自国の委員会に基づくときもありますね。」

原発事故後の日本政府は、何もかも『ICRPがこう言っている』とICRPのせいになっていると思います。

ドイツなど、国民が強い国は、ガイドラインの中から低い値を選ぶでしょう。つまり、民度の低い国は、国民はより被ばくするんです。日本は、私が思ったほど、民度は高くなかったですね。」

少なくとも、ICRPの勧告を用いるなら、政府関係者は、その意味を理解してほしいと思いました。そして、間違った説明をしているときは、ただちに訂正を求めています。

2018年11月5日 ちらし作成「アヒンサー」
inamomi-chi66@kym.biglobe.ne.jp

*アヒンサーとは、サンスクリット語で、殺されたくない、殺したくない、という意味です。